

必要があります。

2. 相談への対応破綻の問題

しかしいま、相談を受ける窓口が破綻しています。厚労省・経産省のコールセンターに電話しても、なかなか繋がりません。繋がっても、助成金等の申請手続きが煩雑すぎて、なかなか受け付けまで辿り着けません。結果として、「いま」必要な助成・支援なのに、いつそれを受け取れるのか、まったく見通しが立たない状況です。

また熊本では、社会福祉協議会の融資の拒否が大問題になっています。熊本地震等の時の返済が残っている人には今回融資しないというのです。困った人を助ける「社協」が社協としての役割を完全に放棄する本末転倒の異常事態です。社会の構造そのものが壊れています。

3. 「コロナ後の世界」を展望する

新型コロナウイルス感染問題という、わたしたちが初めて経験する世界的なこの非常事態は、この間、約30年間続いている、経済優先の行き過ぎ

た資本主義の脆弱さをもろに露呈させたといえます。市場原理主義の弊害です。

コロナ被害のしわ寄せは、破壊された雇用によって社会的弱者に容赦無く襲いかかっています。社会福祉・社会保障の現場も悲惨な状況です。地域医療構想による公立・公的病院の統廃合問題は、今こそ医療体制の強化が求められている下で、医療崩壊の危機すら招いている始末です。政府によって押し進められた公務員削減策により、国立感染研も合理化による弱体化を強いられ、今回の日本政府のお粗末な対応を生む重要な要因となっています。いま、日本政府に対する批判は、国民の大多数の声となっています。

私たちが批判し続けてきた「市場原理主義」が、この非常時に何の役にも立たないものであったこと。そして、この社会のあり方が「国民のいのちとくらしが一番に大切にされる社会」であることを国民の前に明らかにし、「コロナ後の世界」を積極的に展望する必要があることを、最後に強調しておきたいと思います。

中小企業・小売業の新型コロナの影響 アンケート調査での浮かび上がる問題点

熊本民主商工会会長 山本 寛幸

新型コロナ感染症に対して、政府は4月7日、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を7都道府県（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）に対し発令し、4月16日には、更にこれを全国に広げました。

全国に対する発令に対して、熊本県の蒲島知事は県庁で臨時記者会見を開き、「既に県民に外出自粛を要請しているが、さらに緊迫感が生まれる。経済面では大きなマイナス。痛みの最小化を図る必要がある。」と指摘しました。さらに会見で蒲島知事は「休業補償など国の財政支援がない限り、県が率先して要請するのは難しい。」との姿勢を見せました。

この間、熊本県内でも既に飲食店や観光業、イベント開催の多くの事業者は休業に追い込まれており、熊本県商工会連合会（以下熊商連）の緊急のアンケート調査に対し、69人の事業者がお答えになっています。（以下参照）

また、4月16・17日に行った県労連・熊商連・民医連など15団体がつくる「いのちとくらしを守る熊本ネットワーク」主催の新型コロナウイルス

感染症の影響による緊急電話相談会でも、ブライダルイベント業や飲食業などから融資の問題や家賃・休業に対する補償など多数の相談・問い合わせがありました。

1.マイナスの影響

かなりある4人、ある35人、少しある4人、これから出そう17人、ない2人、無回答1人

2.影響の内容

- ・飲食業：キャンセルによる売上減（宴会すべてキャンセル）、客が全くない、家賃、ローン返済が困難、経営できず閉店を検討、従業員への給与支払い
- ・運輸業：客数減少、キャンセルによる売上減、営業の自粛、取引先の休業でストップ
- ・建設業：売上減による従業員への給与支払い、支払い遅延、材料が入らないので仕事が出来ない、または遅延、売上減、材料の高騰
- ・小売業：予約のキャンセル、取引先の休業による営業ストップ、仕入価格の高騰と納品の遅れ、

- ・自動車整備業：未だ変わらない（これから出そう）
- ・農業：資材調達の遅れやストップ、キャンセルによる売上減、給与支払いの遅延、3月にキャベツ加工出荷停止、農産物すべてが価格低迷、取引先の休業
- ・漁業：仕入（材料）価格の高騰・ストップ、取れた魚が売れないと、魚の価格が安い、組合でキロ数の限定
- ・理美容：客数の減少やキャンセルによる売上減、
- ・賃貸業：これから出そう（貸主のパチンコ店が閉店しそう）、物価3%以上の値上がり、生活苦、消費税+コロナのダブルパンチで展望無し、安倍政権では不況脱却はできない

3. 融資の状況

- ・日本政策金融公庫および銀行・社会福祉協議会・商工中金へ借入予定（相談中含む）20人

4. その他ひと言：

消費税の引き下げと廃止（仕事をやめるわけにはいかず最低でも生活していくために、消費税は引き下げる必要あり、消費税課税事業者を以前の3,000万円に戻す）、健康な人でも全てPCR検査必要、自営業の人への早急な現金支給、資金の援助、感染症の早期収束、休業の補償、生活福祉資金を借りやすく、融資制度を利用しやすくして欲しい

（ローン返済猶予、期間延長、金利引き下げ、最低生活費の補償）、国保の大幅引き下げの実施、生活保障（一人当たり20万円給付で3年間実施）、パチンコ屋を閉鎖する必要あり、若者の動向が抑えられないので蔓延するかも、子供たちが動けないので早期収束必要、国に不満みんな気付くべき

※これから最大の焦点は、ワクチン開発や治療法の確立はもちろんですが、事業者に対する固定費（家賃・光熱費・リース料など）の補助になるとと思われます。東京都や大阪では休業要請に対する最大100万円の協力金を設けていますが、熊本県では財政を理由に一律10万円に留めています。また、熊本市では、融資に対する利子補給のみだったところを事業者に対しても家賃補助制度を設けることが決定しましたが、これらは一度きりの補助制度であり、本来は継続的な損失補填を行うべきでしょう！

現在、「日本政策金融公庫」を中心とした融資が進んでおり、ひとまずの廃業を抑止する効果を見込めますが、多くの場合は融資のみでは返済の問題もあり、長期化すれば非常に苦しい経営状況になることが予想されます。

特に飲食業などは、家賃が20万円以上のところも多く、継続困難な業者が続出することが予想されます。

県下の新型コロナ禍による影響調査報告 会員議員ネットワーク調査結果

県下の新型コロナ対策は、2月27日の唐突な安倍首相の「全国小中高の春休みまでの休校要請」で県内でも混乱が始まりました。3月13日に新型コロナ対応の特措法成立、遅れましたが4月7日に「緊急事態宣言」が出され、外出自粛・休業要請などで暮らしや事業継続に多くの問題が報じられるようになりました。

そこで当研究所でもその状況を会員の市町村議員にお願いして調査を実施しました。この報告は、そのまとめです。

■暮らし・地域経済への具体的影響

◆暮らし

- ・パートの仕事が減り生活苦しい（上天草市）
- ・高齢者は老人会などに出かけられず家に引きこもり状態で心配（上天草市、御船町、熊本市）

- ・公民館の20人以上の健康体操やサロンは中止（荒尾市）

- ・持病があり不安、病院に行くのが怖い（熊本市）
- ・子どもの生活が崩れる、ゲームばかりしている、兄弟げんかが増えた等（熊本市）

◆飲食店

- ・歓送迎会の時期にキャンセル、客はほぼゼロ、廃業したり廃業を考えている店もある（熊本市、水俣市、上天草市、御船町、多良木町、苓北町）
- ・従業員解雇、再開したら再雇用予定（玉名市）
- ・朝・昼・夕食を提供するも4割減少、テイクアウトも検討（益城町）
- ・テイクアウトで対応する店が増えてきた（益城町）

◆食料品店

- ・大型店に行くのを控えたせいか、地元の小売店

では客が増えた（上天草市）

・スーパーは変わらず（益城町）

◆食品製造業

・パン製造、焼酎製造、肉牛すべて減少（多良木町）

・菓子製造営業時間短縮で収入減、融資を検討（玉名市）

◆旅館

・旅館はキャンセルや営業停止で廃業したり考えている店も（上天草市）

◆介護施設

・通所者は受け入れしているが、家族等見舞い禁止

・マスク、消毒液、衛生用品不足（熊本市、荒尾市、上天草市、苓北町）

・感染者が出たらという不安がある（上天草市、苓北町）

・ヘルパー事業所では、職員が子ども休校で不足（荒尾市、水俣市）

◆障がい者作業所

・イベント中止で仕事減少、職員の賃金と作業所の減収で経営危うい（熊本市、荒尾市）

◆農業

・阿蘇市の宿泊施設に卸していた米農家は激減、同時にテレワークも始まり弁当屋からの注文も減り収入減が深刻（荒尾市）

・サラダタマネギ3割安（芦北町）

・イベント中止で花き類激減、5割安（多良木町、芦北町）

・特産メロンも心配（多良木町）

◆水産業

・飲食店が休業しているためヒラメや太刀魚などの活魚の市場価格が4割安、燃料代のほうが高くなる（天草市、苓北町）

◆理髪店・美容室

・休業対象にはならないが客は5割以下に減少、休業要請にならないので補償はされない、家賃、従業員の支払いが負担（玉名市、水俣市、益城町）

◆ライブハウス

・開店したけれど客ゼロ、融資は返済できないのでない（水俣市）

◆印刷業

・イベント中止でチラシの作成などなくなり減収（水俣市）

◆清掃用具等販売店

・旅館、飲食店休業でペーパータオル、洗剤注文無く前年の10分の1に減少（甲佐町）

◆不動産会社・ビルオーナー

・家賃を半額にするところもあり、いつまで持ちこたえられるか（甲佐町）

※紙面の都合上、割愛したところもありますご容赦ください。

■まとめ

調査は3月下旬から4月末日で行いました。県内のコロナ感染は4月30日現在47名、このうち39名が熊本市で、コロナ禍の影響にも地域差はみられるようです。この時期は、年度末で卒業や会社の異動と重なり歓送迎会で賑わう予定が中止となり、イベントも中止で影響が広がりました。中でも海外旅行者ゼロに加え国内移動の自粛で観光地の旅館・関連産業が大打撃です（上天草市の事例紹介）。また、介護施設でのマスク・消毒液不足は行政の責任だと思います。

今回の調査で県内各地への影響の広がりを把握できました。議員各位の協力に感謝します。

（編集担当 杉本・宮寄）

コロナ禍で上天草観光に大打撃

上天草市議 津留和子

上天草市も当然のことながら観光産業を中心に大きな影響を受けています。

具体的には、2月・3月の宿泊キャンセルが約1万2千人でキャンセル率は約38パーセントとなっており、観光消費額にして約2億2,280万円の損失となっています。関係者の声として、「持ちこたえられない、時間の問題だ」「来ない客をまつっていても気持ちが滅入るだけ。この際、止めようか。」など窮屈の声が聞こえています。

地元の観光関連の小売業なども大変です。お土産屋なども商売が成り立たなくなっています。住民も働くところが無くなっています。旅館や仕出屋などに勤めている人は、月給ではなく日銭の人が多く、仕事が無くなつて収入源を絶たれています。

この状況がいつまで続くか先行きが見えず、このままでは地域の観光産業の経営も、そこで働く住民の生活も成り立たず、とりあえずの経営支援と生活支援は急務です。また長引くようであれば、正式な支援策が必要だと考えます。

※注：この内容は3月22日現在です。その後4月・5月のGWと続き、休業の旅館も増えてきて、この間の損失額は9割を超えていると思います。

立野ダム建設は河川整備計画から除外し、河川改修の強化、ソフトも含めた白川の安全対策を強く求めます

(その3) 住民参加・住民決定で安全な白川を 流域住民委員会は削除ではなく、住民参加の充実を

「白川の安全と立野ダムを考える流域住民連絡会」事務局 松岡 徹

河川法は、「住民の意見反映」を規定

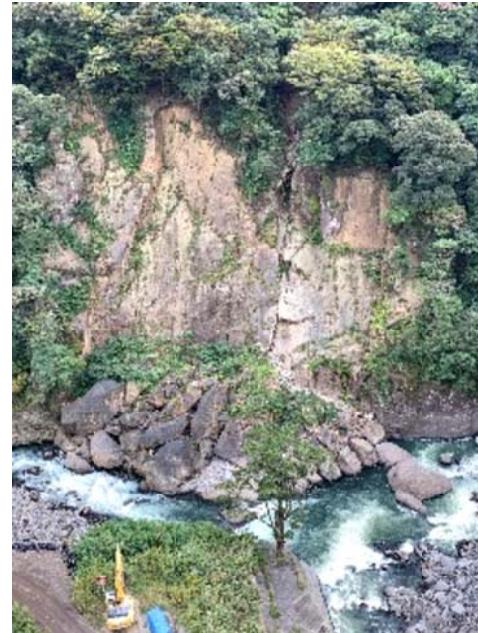
河川法第16条2項は、「河川管理者は、(略)必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と定めています。

「国土交通省所管の公共事業の構想段階における 住民参加手続きガイドライン」(平成15年)は、「今後、社会資本整備を進めるに当たり、事業実施に際して、透明性、公正性を確保し住民等の理解と協力を得るため、事業者からの積極的な情報公開・提供に努めるとともに、身近な社会資本の管理に際して、住民、NPOなどの参画を促進するなど、事業の規模の大小、影響範囲の広狭を問わず、これまで事業者中心に行われていた過程に住民等の主体的な参画を促進することが必要である。このため、国土交通省所管の直轄事業及び公団等事業について、計画、実施、管理等の事業過程を通じた住民参加の取組みを積極的に促進していくことが必要である」「事業者は、事業の特性や事案の性質、地域の実情にかんがみ、事業者が必要と判断する場合には、以下のような措置を講じるものとする。

① 学識経験者等及び当該事業に関係を有する住民代表、事業者団体、地方公共団体等の関係者からなる意見の集約・調整を図るための協議を行うための組織を設置する。当該組織の構成員は、広く意見が代表されるよう配慮しつつ人選して、任命するものとする。

② 学識経験者等からなる、事業者が実施しようとする住民参加手続きの内容、又は事業者が複数の案の検討を行うに当たっての方針等について、客観的な立場からの助言を行うための組織を設置する。当該組織の構成員は、事業の特性に応じて、中立性、公正性や地域の実情等に配慮し、幅広い分野からバランスよく人選して、任命するものとする。

③ 上記①又は②の組織が開催する会議の会議資料及び議事録は、原則として公開するものとする」「事業者は、住民等の意見の把握に当たっては、複数の案の各々について、当該案を提示した背景及び理由、事業費などの案の内容、国民生活や環境、社会経済への影響、メリット・デメリッ



熊本地震、大雨で崩落した巨岩
(白川と黒川の合流点付近)

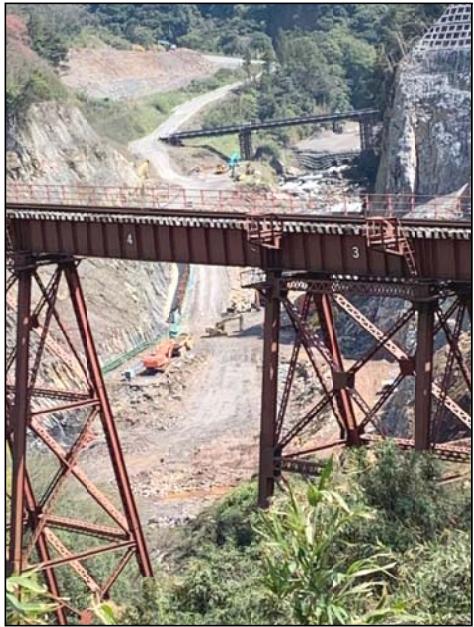
ト等住民等が複数の案を比較検討し、判断する上で必要かつ十分な情報を積極的に公開・提供するとともに、事業に対する住民等の意思形成に十分な期間を確保するよう配慮するものとする。この際、事業者は、住民参加手続きの内容・スケジュール等について、決定されるごとにすみやかに公表するものとする。特に、説明会又は公聴会に関しては、十分に住民等への周知を図るよう時間的余裕をもってその開催の予定を公表するものとする」等々、住民参加、住民への説明の改善強化を求めています。

河川法、「ガイドライン」に背いた手法で進められた「白川水系河川整備計画」変更

立野ダムは、検討の対象から外す

以上の法律、ガイドラインに照らして、国交省がとった手法は、姑息で、「脱法的」なものでした。

河川整備計画の変更原案の説明会について、住民が知る機会が、開催の1週間前の地元紙の片隅の広告でした。これは、「特に、説明会又は公聴会に関しては、十分に住民等への周知を図るよう時間的余裕をもってその開催の予定を公表するものとする」ことに著しく背くものです。川辺川ダムの時は、9回53時間、1万2千名参加の住民討論



現在の立野ダム工事現場



山肌が削られ無残にコンクリートに覆われた左岸

集会、河川整備基本方針を策定した際は53ヶ所での説明会、公聴会、国交省寄りだけではない専門家も含めた有識者会議等、徹底した検証、住民参加がなされました。立野ダムの危険性、不必要性が明らかになることを恐れてのこととはいえ、血税を投入する公共事業の在り方としてあまりにも無責任です。

とりわけ重大なのは、現行「白川河川整備計画」の最大の問題である立野ダムについて、「建設」前提で、「変更」検討の対象から外していることです。

「白川流域住民委員会」を廃止

現在の河川整備計画には、第5章「白川河川整備計画の今後の進め方として、「白川流域住民委員会の継続的開催」白川の河川整備計画は、策定時点における流域の治水事業の状況や自然条件、



河川改修が進んだ渡鹿ぜき上流

社会的状況に基づいて決定されたものであるため、今後の社会状況の変化や知見・技術の進展等に即して見直すことが必要です。したがって、白川流域住民委員会を以下に示す要領で継続的に開催し、適宜本計画の見直しを検討します」として

○ 白川流域住民委員会は毎年定期的に開催することとし、整備の進捗、環境調査結果、住民の意見などを確認します。

○ 水害の発生状況や社会情勢、流域住民の意見などを考慮して、適宜計画の見直しを検討します。

○ 被害が大きい水害などが発生した場合は、白川流域住民委員会を開催し、必要に応じて計画の見直しを検討します。

一と規定しています。

国交省は、この規定を事実上サボタージュしていました。「被害が大きい水害などが発生した場合は、白川流域住民委員会を開催し、必要に応じて計画の見直しを検討」とするとされているにもかかわらず、熊本地震とその後の洪水で、阿蘇大橋の崩落、立野ダム周辺の大規模な崩落、無数のひび割れなどがあった際も、この規定は実行されませんでした。

「変更原案」では、流域住民委員会既定のサボタージュ、棚上げどころか、「流域住民委員会」規定が全面的に削除されています。

住民参加が進めば、立野ダムの危険性、不必要性が明らかになり、それに代わる代替策も提案され、国交省の思いどおりにならないことを恐れることとはいえ、血税（917億円。さらに増えることは確実）を投入する公共事業の在り方としてあまりにも無責任です。

危険で阿蘇の環境を壊す立野ダム建設は中止し、河川改修と万全なソフト対策で、安全な白川を住民参加で進めることを求めます。

種苗法改正案論議に対する農業生産現場の実感について

団体職員 赤池 慎一

はじめに

3月3日、政府は種苗法改正案を閣議決定し、内閣は改正法案を衆議院に提出しました。

新型コロナ感染症対策や関連する補正予算の議論等で国中大騒ぎですが、国会では、それ以外にもさまざまな重要法案審議が進められており、4月末現在で“種苗法改正案”は衆議院審議中となっています。このまま審議が順調に進み、“時間切れ廃案”とならなければ、今国会で成立して来年4月1日の施行となります。

さて、この種苗法改正案については、様々な見地から賛否両論の意見が出ていて、簡単に背景と概要を整理いたします。

改正案提出の背景

近年、我が国の登録品種が海外に流出し、我が国の農業に悪影響を及ぼす事案が発生しています。現行法上でも登録品種を自家増殖して海外に持ち出すことは違法となります。一般に販売されている種や苗を購入して海外に持ち出すことは違法とはなりません。また、育成者権侵害を申し立てても、その立証には、品種登録時の種苗との比較栽培が求められる判決が出るなど、育成者権を主張するのも容易ではありません。

実際に、ブドウの人気品種である「シャインマスカット」が第三国で産地化されており、育成者である農研機構の長年の努力に対してタダ乗りをするばかりか、我が国の生産者の販売機会を圧迫するという理不尽がまかり通っているのです。

このような中で農林水産省では、育成者権と我が国の農業者の生産努力を守るため、今回の法改正を行うものとしています。

主な改正案内容

1. 輸出先国又は栽培地域を指定できるようにする

登録品種について、育成者権者が利用条件（国内利用限定、国内栽培地域限定）を出願時に付した場合は、利用条件に反して海外への持ち出しや、国内指定地域外での栽培を行う事が制限できる。

2. 農業者の自家増殖にも育成者権の効力が及ぶこととする

登録品種に限り農業者による増殖は育成者権者の許諾を必要とするため、増殖を行う者や場所の把握が可能となる。その結果、目の届かない増殖がなくなり、違法増殖からの海外流出への対応が可能となる。

反対意見

この度の改正案に対して反対意見がいくつかあります。まず、登録品種は自家増殖（採種）が一律禁止になるため、農家は登録された品種の育種権利者から対価を払って許諾を得るか、許諾が得られなければ全ての苗を新しく購入するしかなくなり経営面での負担が増すというものです。

次に、政府は「農業競争力強化支援法」で農研機構や各都道府県の優良な育種知見を民間に提供することを促進するとしています。この「民間」には海外の事業者も含まれており、日米FTAを協力に推進していたモンサント等の多国籍企業に対し、我が国の種子流通市場を明け渡すばかりか、固有品種や一般品種も品種登録を進めて自らの登録品種として種苗供給面で優位に立ち、我が国の農家を隸属化しようとしている。この度の種苗法改正は、それを進めるための“改悪”である等の意見もあります。

さらには、食料安定供給や安全確保という食糧安全保障全般に関わる懸念が払拭できないという面で危惧する見方もあるようです。

農業生産現場では

では、農業生産者はどのように捉えているのでしょうか。

多くの農家は、種苗法改正が国会で審議されているという事実は新聞等で承知していても、改正内容の詳細や、改正された後にどのような影響があるのかについては、あまり詳しく理解していないと考えます。

農業生産の現場では、労働力の確保や有害鳥獣類対策、気象の変化に対応した生産管理等に腐心しており、また近頃では、コロナ禍の影響で流通が不安定化しているため、販売価格や消費の動向が重大な関心事となっています。

農業団体でもTPPへの反対運動の時のように声高に危険性を説くには充分な材料がそろってい

ませんし、現在、組織的に動くべきは人・物・金の動きが鈍っていることに起因する労働力（技能実習生の代替）の確保と消費拡大対策なのです。

なお、多くの農家では、品質や収量を確保するために種子更新や苗の購入を毎年行う事が常識化しているため、自家採種による経費圧縮よりも育成者権の保護や優良品種の海外流出阻止に対して理解を示す事のほうが自然なのかも知れません。

おわりに

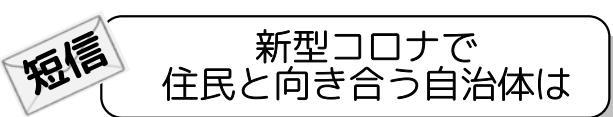
一昨年の4月に種子法が廃止された際にも多くの農業者や団体は冷静に受け止めていましたが、この度の改正案は、それ以上に話題にならないばかりか、コロナ禍で別の問題が目前に迫っているため多くの農家にとっては、より関心が薄い問題

であると思います。

農水省が主張する改正の主旨は明瞭であり、時代に応じた必要な改正であると受け止められる一方で、改正反対派の意見の多くは、改正案への誤解によるものや、憶測により飛躍した危険性指摘であるようにも感ぜられます。このように反対派の言い分が不明瞭でバラつきがあることも、大きな反対運動に広がりを見せない要因なのではないでしょうか。

反対意見にある危険性指摘は、種子法改正の是非か否かという一つの舞台での話ではなく、交易条件交渉全体の場面を前面に持ち出して議論すべき事なのかもしれません。

皆様はどのように考えますか。



新型コロナによる暮らし・事業困難を受けて、国の支援が十分でない中、各自治体で独自の支援が始まっています。例えば、子育て支援のための給付金や国保・介護保険料の減免などの個人向けの支援や、売上が減少した事業者への持続化給付金や家賃補助の上乗せなど。地域の実情も様々で、住民と直に接する自治体だからこそ、その実態を拾い上げ、迅速に支援の手を差し伸べることが大

〈新刊書籍紹介〉

地域の病院は命の砦 地域医療をつくる政策と行動

横山壽一、長友薰輝(編著)／住江憲勇、
眞木高之、尾閨俊紀、塙見正、井上純、
沢野天、新家忠文、長尾実(著)
自治体研究社刊 1,300円+税



に必要な政策や課題は何かを考える。

事になっています。

山都町の大矢野原地区では、地区の簡易水道組合が、4・5・6月の3か月分水道料を無条件で免除にするとの報道がありました。10万円の特別給付金もすぐには手元に届かない状況の中で、「止めることができない固定費の水道料の免除はありがたい」と住民から喜ばれているそうです。

研究所でも各自治体がどのような支援を行っているかを調査する予定で、ユニークな、そして住民の助けになる支援は、それぞれの自治体で参考にしてもらいたいあげたいものです。

事務局 渕上 和史

2020年度総会・記念フォーラム

◆6月28日(日)

・記念フォーラム 13:00~

「安心して暮らし続けられる地域づくりを考える」

・総会 15:15≈

15 : 15 ~

◆熊本市国際交流会館 大広間

※コロナ感染防止対策を徹底して開催します

編集後記

新型コロナの感染者数は減少傾向、一部地域を除き緊急事態宣言も解除され、もう一辛抱というところ。しかし飲食・観光業など経済活動にはしばらく影響が続きそう。この間、自治研の部会・研究会の定例会合も自粛。なんとか総会は開催の見通しが…。(F)